

企画競争説明書

(QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：カンボジア国プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業（フェーズ3）準備調査（QCBS - ランプサム型）

調達管理番号：23a00755

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

（上限額を設定しない場合は削除）

「第3章4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年11月22日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年11月22日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：カンボジア国プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業（フェーズ3）
準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年2月～2025年1月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム方式（一括確定額請負型）にて行います。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Yoshida.kiyoshi2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東南アジア・大洋州部 東南アジア第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 11月 28日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 12月 6日 12時
3	質問への回答 11月28日12時までの受領分	第1回 回答日 2023年 12月 1日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 12月 11日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年12月 15日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年 1月10日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- 1) プロポーザル電子データ(PDF)での提出とします。
 - ① 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
 - ② 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」
 - ③ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- ④ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（5）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

（2）評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されま
す。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシ
ニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主
任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格
は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以
下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算
します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4（2）に示す上限額の
80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%積額とみなして価格点を算
出します。

上限額の 80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下
の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N
として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合
評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合
算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- 不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限までの質問・回答にて明確にします。
- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項	提案を求める背景
1	日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性	第3条(7)	JICAとして本邦企業が有する優位性のある技術の活用を推進しているため。
2	調査期間の短縮化案及び事業本体の工期の短縮化策	第3条(10)	プノンペン首都圏の送変電設備の容量不足の状況に鑑み、JICAとして迅速な調査及び本工事の実施を推進しているため。
3	本案件対象設備以外で想定されるコンポーネント案の提案	第4条(7)	JICAとして、先行フェーズから実施してきた送電網整備以外の協力可能性を検討しており、本事業のコンポーネントとして組み込める可能性のある内容を検討するため。
4	コンサルティング・サービスの提案	第4条(27)	本事業を通じて、EDCのニーズに応えるコンサルティング・サービスの提案を検討しているため。
5	デジタル技術、デジタルデータの活用案の提案	第4条(8)	対象国も送変電分野へのデジタル技術導入に意欲を示しており、JICAとしても推進し

			ているため。
--	--	--	--------

【2】特記仕様書（案）

第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するにあたっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- 本業務では、積算額に関する相手国政府・実施機関との認識の一致に特に留意すること。
- 従って、本業務においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について発注者に随時情報共有を行うとともに、必要に応じ議事録を作成すること。
- 相手国政府・実施機関への調査説明に係る議事録は、5営業日以内に発注者に提出するとともに、原則としてファイナル・レポートに添付すること。

(2) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

- JICA 不正腐敗防止ガイダンス
- 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン (2012年4月) (以下「調達ガイドライン」という。)
- 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン (2023年10月) (以下「調達ガイドライン」という。)
- 円借款事業に係る標準入札書類 (以下「標準入札書類」という。)
- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2022年10月)
- コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン (2022年10月)
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022年1月) (以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。)
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010年4月) (以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。)
- 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT : 緩和策 Mitigation) (以下「気候変動対策ツール」という。)
- 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT : 適応策 Adaptation) (以下「気候変動対策ツール」という。)
- JICA 安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification: JSSS)² (2021年2月版) (以下「JSSS」という。)

② 配布資料

円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準、様式

- 資金協力事業 開発課題別の指標例 (以下「開発課題別の指標例」という。)
- IRR (内部収益率) 算出マニュアル (2017年9月) 及び算出の手引き (2019年12月) (配布資料) (以下「IRR マニュアル」という。)
- コンサルティング・サービスの TOR (配布資料)
- リスク管理シート
- 事業費の積算関連資料³
- コスト縮減検討関連資料

³ Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している (macOS は推奨しない)

- 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2023年5月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

（3）審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。

- ① 適用される技術基準
- ② 施工計画
- ③ 調達計画
- ④ 事業費
- ⑤ 事業実施スケジュール
- ⑥ 事業実施体制
- ⑦ 運営・維持管理体制
- ⑧ 運用・効果指標
- ⑨ 内部収益率（IRR）
- ⑩ 環境社会配慮

（4）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成して発注者の確認を取ること。

（5）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既存事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「カンボジア国 電力セクター 基礎情報収集・確認調査」（2012年）
 - ② 「プノンペン送配電網整備事業準備調査」（2013年）
 - ③ 「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業（フェーズ 2）準備調査」（2014

年)

- ④ 「送変電システム運営管理能力向上プロジェクト」(2017～2024年)
上記③、④については、プロジェクト関係者に聞き取りを行う。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

- 本業務における自然条件調査、社会条件調査、事業実施スケジュール、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

- 別紙1のとおり。

(7) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下の点に留意する。
- 本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討すること。
 - 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告すること。
 - 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。
 - 本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
 - 発注者の中小企業・SDGs ビジネス支援事業について、過去の採択事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性を検討すること。

- 本事業は、円借款事業において本邦技術活用条件(STEP)の適用を想定している。

- 本邦企業に優位性があると考えられる技術として以下を想定する。
 - ・ 輸送制約に対応可能な特別三相変圧器
 - ・ 用地節減が可能なガス絶縁開閉装置(GIS)

- ・ 維持管理性に優れたアルミ遮水ケーブル
- ・ 送電の効率化に寄与する低ロス電線 等
- 本邦技術の適用にあたり、施工上及び契約監理上の留意事項等を整理すること。なお、上述の技術以外の提案を妨げるものではない。

(8) 環境社会配慮

- 本業務においては、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められる相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きや基準等、大きな乖離がないことの検証が求められる。
- 本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる●●セクターに該当するため、カテゴリ A に分類されている。
- 本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B に分類されている。
- 本事業は、JICA 環境社会ガイドライン上、融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため、カテゴリ FI に分類されている。
- 本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため、カテゴリ C に分類されている。
- 相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きのうち、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照する。
 - ① Law on Water Resources Management of the Kingdom of Cambodia
 - ② Law on Environmental Protection and Natural Resources Management
 - ③ Prakas on Classification of Environmental Impact Assessment of Development Project
 - ④ No. 72 ANRK.BK, Anukret (Sub-decree) on Environmental Impact Assessment (EIA) Process
 - ⑤ No. 376 BRK.BST, Prakas (Declaration) on General Guideline for Developing IEIA/EIA Reports
 - ⑥ Prakas (Declaration) on General Guideline for Conducting Initial and Full Environmental Impact Assessment Reports
 - ⑦ Prakas (Joint Declaration) between MOE and MEF on Determination of Service Fee for EIA Reviewing and Monitoring
 - ⑧ No. 215 BRK, Prakas (Declaration) on Registration of Consulting Firm for

Studying and Preparing Environmental and Social Impact Reports

- ⑨ No.27 ANRK/BK, Anukret (Sub-decree) on Water Pollution Control
- ⑩ No.36 ANRK.BK, Anukret (Sub-decree) on Solid Waste Management
- ⑪ No. 42 ANK/BK, Anukret (Sub-decree) on the Control of Air Pollution and Noise Disturbance
- ⑫ No. NS/RKM/0208/007, Law on Protected Area Management (Protected Areas Law)
- ⑬ Sub decree 103 Revision of Sub-decree on Water Pollution Control
- ⑭ Electricity Law of The Kingdom of Cambodia
- ⑮ Labor Law

➤ 本業務における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下のとおり。

- ① 本事業候補地は国立公園等の影響を受けやすい地域に該当しないが、事業候補地ならびにその周辺に Key Biodiversity Areas に指定されている 2 か所（Basset Marsh 及び Boeung Veal Samnap、いずれも湖とその周囲）があるため、送電線の正確な位置関係や貴重種の有無等、工事中や供用時の当該地域への影響の有無を確認する。
- ② 本事業候補地は私有地を含む用地取得が必要とされ、現時点で非自発的住民移転が見込まれている。用地取得の詳細ならびに被影響住民数、生計手段の喪失の有無、補償・支援の内容等を確認する。
- ③ 当該事業に必要な人材雇用機会において、障害者が排除されないために情報保障や安全確保等の合理的配慮をする。
- ④ 障害のある対象者の有無を確認し、該当者がいる場合は、情報提供時の情報保障の確保（書類の代読・代筆・筆談・手話・分かり易い言葉での説明等）を行うとともに、他の住民に比して負の影響を受けないようモニタリングする。

(9) Information and Communication Technology (ICT) の活用

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の点に留意する。

- 建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 活用が期待される。本業務では、Building Information Management (BIM) 又は Construction Information Management (CIM) の導入を検討すること。調査設計段階からの 3 次元モデル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待される。
- 測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術の活用について検討すること。

例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、等

- 従来の手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に提案すること。

(10) 迅速化に向けた検討

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 相手国側の迅速化への要望に応えるため、本業務及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること。

(11) 発注者の既存事業等との連携可能性の検討

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下の点に留意する。
 - 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。
 - 想定する既往事業を以下に列挙する。
 - ① プノンペン首都圏送配電網拡張・整備計画フェーズ2
 - ② 送変電システム運営管理能力向上プロジェクト

(12) 相手国関係機関の調整

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下の点に留意する。
 - 実施機関に加え、関係する鉱業エネルギー省（Ministry of Mines and Energy : MME）、経済財政省（Ministry of Economy and Finance : MEF）、環境省（Ministry of Environment: MOE）も交え、調査及び事業の進め方における整理を図ることも想定される。
 - 送電線ルート等の検討にあたっては、ルート変更等による事業実施時の遅延を避けるため、公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport : MPWT）及びプノンペン都から都市開発計画等についても情報収集すること。

(13) 気候変動対策に資する計画の検討

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下の点に留意する。
 - パリ協定に基づき、対象国は「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業においても気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。そのため、事業計画にあたっては以下の検討を行う。

- ・ 建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス（GHG）排出量の最小化
 - ・ 省エネルギー効果のある機器や GHG 排出量の削減に資するコンポーネントの組み込み
- 本事業は、送電ロスの低減による効率的な送配電が可能となり、GHG 排出量の削減に寄与することが期待され、気候変動対策（緩和策）に資する可能性がある。そのため、本事業による GHG の排出削減効果の推計を行い、JICA 気候変動対策支援ツール JICA Climate-FIT（緩和版）の「12. 送電効率化」（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html）を用いて結果を取りまとめること。

（14）EDC の送配電網整備計画、高低圧系統への再エネ連系状況・計画及び他ドナーの支援状況にかかる情報収集

- カンボジア政府は「電力開発計画（Power Development Plan、以下「PDP」という。）」（2023年3月）において基幹系統にかかる2040年までの整備計画は策定しているものの、115kV以下の系統の開発計画は含まれておらず、EDCが個別に検討することとなっている。本事業において候補となっているコンポーネントは115kV系統の設備であることから、EDCの最新の開発計画を確認し、本事業のコンポーネントとの整合性を確認すること。
- プノンペン首都圏では、他ドナーの支援も含め複数の送配電網整備事業が実施されていることから、電圧階級に関わらず、事業の内容や進捗、今後の計画を確認し、本事業の対象施設の検討に際して、相乗効果発現の可能性、重複の回避を含めて考慮する。
- プノンペン首都圏の各変電所の負荷状況等も確認し、同地域の電力需要を満たす供給の継続が可能か推定する。安定供給のために他の施設整備が不可欠と考えられる場合は、対象施設と整備内容を提案し、報告書にまとめること。
- 今後の出力抑制等の可能性を確認するため、高低圧系統への太陽光発電等の連系状況及び今後の計画についても確認する。

（15）カンボジア側維持管理体制の確認

カンボジアの送配電網の運営・維持管理は EDC が担っている。JICA は過去に技術協力プロジェクト「送変電システム運営能力向上プロジェクト（2011 年～2019 年）」において EDC の運営・維持管理に関する能力強化を図っており、2022 年 5 月に完工した本事業フェーズ 1 で建設した設備の維持管理において特段大きな問題は発生していない。他方、本事業実施に関する EDC の人員・予算確保の計画や運営維持管理体制等について、財務状況も含め詳細に確認すること。

(16) EDC のニーズに沿ったコンサルティング・サービスの提案

本業務で提案を期待するコンサルティング・サービスのうち、特に技術移転に関するものは、本施設で建設する送変電施設の運営・維持管理に係る技術移転等に加え、EDC のニーズを踏まえ、運営維持管理の体制強化や効率化、EDC の人材育成、料金徴収の仕組みの改善等、送変電システムに関するものを幅広く検討し、提案すること。

(17) 事業概要の対外説明にかかる資料作成

本業務を通じて提案される円借款事業について、発注者が日本政府や本邦企業等に審議・説明を行う必要がある場合には、契約期間中、資料作成や質疑応答等の業務に対応すること。

(18) 民間連携・海外投融資に係る情報収集及び整理

開発途上国のインフラ開発需要が拡大している中、電力セクターにおいて、民間企業からの直接投資にも期待が高まっている。また、カンボジア政府が策定した PDP において、2040 年までの発電設備、特に民間事業者による太陽光発電をはじめとした再エネの導入計画（時期、ロケーション、発電種別、容量等）が示されている。同計画を踏まえた民間事業者の発電セクターへの参画が今後想定されることから、ヒアリング等を通じ IPP 案件の実施状況及び本邦企業の関心を確認し、電力セクターにおける民間連携の可能性について検討する。

(19) 事業効果の効果的な広報・対外発信

送変電事業は、重要な国の基幹インフラ整備事業だが、事業の特性上、その効果が市民の目に触れにくいため、効果的な事業の広報・対外発信を行うことを検討する。広報・対外発信効果のあるコンポーネントが特定された場合には、本事業のコンポーネントに組み込むことを検討する。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体業務計画に反映する。
- ② 業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- ① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う⁴。
 - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
 - 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
 - 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向
- ② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

(4) 他ドナーとの役割分担及び連携可能性の確認

他ドナーの支援の動向につき、事業の内容、進捗、今後の計画を確認、把握する。連携可能性の検討、連携可能な場合の相乗効果発現につながる連携のあり方の検討を行うほか、適切な役割分担、事業スコープの重複の回避のため、特に以下の点について確認、検討し、発注者に報告する。

- ① 世界銀行：同行が計画するプノンペン首都圏の送配電網整備との事業スコープの重複が発生しないよう、スコープの分担を確認する。
- ② フランス開発庁：同行が進める中央給電指令所システムの更新内容を確認し、連携の可能性を検討する。その際に、本事業で整備する変電所、または先行フェーズで整備済み、整備中の変電所の中央給電指令所からの遠隔監視制御導入や、「(8) デジタル技術・デジタルデータの活用検討」に記載の例についても可能性を確認、検討する。
- ③ アジア開発銀行等他ドナー：蓄電池システムの導入検討の状況を確認し、本事業の対象に蓄電池システムを含めることの妥当性、必要性、他ドナーとの役割分担を検討する。

(5) 系統解析

系統解析に当たっては、EDCにて実施済みの解析内容（条件、模擬した系統モデル、解析のパターン、解析結果等）を確認する。その上で、カンボジアにおけ

⁴ 一般的に必要となる事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

る将来の電力開発計画（輸入電力含む）も考慮し、平常時や事故時の送電線、変圧器の電流値、母線電圧が規定範囲内であることを確認するとともに、以下の点にも着目した系統安定度（定態安定度、過渡安定度）の解析を行う。

- 将来計画を考慮した各設備の主要機器および周辺機器の妥当性
- 送電線事故時や母線事故時の潮流解析及び系統の周波数解析

（6）候補施設・設備の優先順位付け

上記（3）（4）の確認、検討結果を踏まえ、必要性、緊急性、他ドナーとの役割分担や他ドナーによる事業のスケジュールとの兼ね合い等の観点から、本事業の候補となる変電所及び送電網を整理し、優先順位を検討する。プノンペン首都圏の電力安定供給のために現在の候補以外の変電所及び送電網の必要性が確認された場合は、優先順位に含めること。なお、本事業の候補である変電所及び送電網については「配布資料」を参照のこと。

（7）本案件対象設備以外の設備の導入可能性検討

現在候補となっている変電所、送電網以外でもプノンペン首都圏の電力の安定供給に資する設備、機材の導入可能性があれば広く検討する。特に、EDCが実施、計画している他事業（他ドナーの支援による事業含む）との相乗効果が期待できるコンポーネントがあれば特定し、本事業のコンポーネントに組み込むことを検討する。一例として、以下のコンポーネントの導入可能性を検討する。なお、検討の結果、本事業のコンポーネントに組み込む設備が特定された場合、当該設備の概略設計のために必要な調査項目を協議の上、追加する。

- 蓄電池システム等、変動電源の電源比率拡大に伴い必要となる調整力として有用な設備やシステム
- 配電自動化システム等、系統事故発生時の停電の早期復旧に有用な設備やシステム

（8）デジタル技術、デジタルデータの活用可能性の検討

カンボジア政府や EDC の電力セクターにおけるデジタル技術の活用の構想、他ドナーの支援におけるデジタル技術の活用状況を確認し、我が国のデジタル技術・デジタルデータの活用可能性について確認し、本事業への適用を検討する。

デジタル技術・デジタルデータを活用し開発効果拡大を図る例は、以下のとおり。

- 本事業および先行フェーズ（フェーズ 1、2）で整備する変電所を対象にした中央給電指令所からの遠隔監視制御の導入や変電所構内の通信網、保護制御

のデジタルネットワーク化、メンテナンスの省力化。

- 送配電設備データや巡視点検データを一元管理し、それらを活用、分析することによる効率的、合理的なアセットマネジメントの実現。
- 気象予測等のオープンデータと電力系統の設備データ、計測データ、発電計画等を活用した潮流予測による送電ロスの抑制や運用の効率化。

また、デジタル技術・デジタルデータを活用することにより生じるセキュリティ面での協力ニーズについても確認、検討する。なお、本検討にあたっては、設備データ、現在行われている巡視点検内容（点検項目・採取データ等）は EDC から情報収集し整理して行う。また、デジタル技術活用の可能性の検討を行っている JICA ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室（以下「DX 室」）及び DX 室の契約する DX インハウスコンサルタントと協議を行い、ドラフト・ファイナル・レポートにまとめる。

（9）自然条件調査、現地条件調査等

本業務では当該項目は適用しない。

概略設計、事業実施計画、事業費の積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う。

- ① 気象・風況調査（IKL（年間雷雨日数）、最大風速等机上調査等、一式）
- ② 自然災害調査（洪水発生時の想定水位、流速、台風、地震、活断層、津波、高潮、内水氾濫等、一式）
- ③ 地形測量（空中写真測量、1/1000、1km²）
- ④ 地質調査（地形・地表地質調査 1km²、ボーリング調査、標準貫入試験：25箇所）
- ⑤ 地籍調査（机上調査、1km²）
- ⑥ 支障物調査（机上調査、現地地表面調査：1km²）

（10）代替案の検討

本業務では当該項目は適用しない。

上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。

代替案検討が求められる項目⁵は以下のとおり。

⁵ 上記で指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行う。

- ① 変電所建設予定地
- ② 送電線ルート
- ③ 送電線の種類
- ④ 施設の構造形式
- ⑤ 施工方式

(11) 概略設計

- 上記各種調査や既存事業等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。
- 概略設計の実施にあたっては、本事業に係る設計方針（設計基準等の設計条件を含む）を提案し、協議した上で、発注者の承諾を得るとともに、相手国政府・実施機関に説明を行う。

① 変電所の仕様

（5）及び（8）に基づき7箇所の変電所設備の仕様及び基礎の概略設計を行う。なお、7箇所中3箇所の変電所が河川上の建設を想定しており、特に基礎設計の検討は（9）等を踏まえ、慎重に行うこと。

② 送電線の仕様

仕様の比較検討に際しては、一般送電線に加え、（13）を踏まえ、電導効率、環境影響、施工方法、メンテナンス性、コストなどの観点から検討し最適案を選定する。

③ 送電線のルートの代替案及び最適ルート

送電線ルートにつき、架空の場合、地中の場合を含む複数案を自然環境調査や環境社会配慮に係る調査、二次データを基に評価し工事費を概算の上、経済性、メンテナンス性、技術面、環境社会配慮等の観点から最適なルートを選定する。検討に際しては、ルート上及びその周辺地域における将来的な都市化の進展及びそれに伴う環境社会配慮上の問題の有無についても配慮すること。また、提案する送電ルートについて、通行権（Right of Way）に関する課題の有無を確認し、必要に応じ、線下補償等課題解決に向けた措置を併せて提案すること。

④ 基本設計図の作成

上記①～③を踏まえ、送電線のルート図、鉄塔の一般図、基礎図、変電所の平面図、基礎図を作成する。第3条 実施方針及び留意事項（9）に記載のICTの活用可能性も検討すること。

⑤ 保護設備等、付属設備の仕様

保護リレー装置等、必要な付属設備の仕様を検討する。カンボジアではIPP事業による太陽光発電等の再生可能エネルギーの大量導入が計画さ

れていることから、本計画対象設備については、上記（５）系統解析の結果を踏まえ、適切な保護協調を踏まえた仕様とする。

⑥ その他設備やシステムの仕様

上記（７）、（８）の検討の結果、変電所及び送電線以外のコンポーネントを含む可能性が生じた場合には、その設備やシステムの概略仕様を提案する。

⑦ 拡張性の検討

今後の対象地域の需要増加を見据え、本事業終了後の設備拡張（増設、昇圧、容量変更等）への対応可能性についても考慮する。

（１２）事業実施計画の策定

上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。

① 施工計画

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。

施工計画の策定に当たっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえること。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮すること。

② 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る相手国の法令及び JSSS を参照の上、工事安全対策、事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を策定する。

相手国側の対応が求められるような、用地確保や交通規制等の事項については、対応をとるべき当事者、調整が必要な相手国関係機関を整理すること。

③ 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する。施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含めること。また、カンボジアにおける他送配電事業について、受注状況、施工実績等についても調査する。

④ 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府・実施機関が行う手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。

バーチャート上には、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や

森林・休耕地を含む耕作地、使用許可、用地取得等の外部条件を整理して明記すること。また、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映すること。

(13) 本邦技術の活用可能性の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

① 事業における技術的ニーズ

本事業に期待される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、環境負荷の低さ、安全性、必要に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

② 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、維持管理性、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

③ 相手国が活用を希望する本邦技術・工法

相手国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、維持管理性、類似技術を整理する。

④ 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

上記検討及び相手国政府・実施機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、整理する。

(14) 事業費の積算

事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し、承諾を得る。

① 事業費項目

基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(ア) 本体事業費

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) フロントエンドフィー

(カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(キ)その他 1 (融資非適格項目)

- ア) 用地補償等
- イ) 関税・税金
- ウ) 事業実施者の一般管理費

(ク)その他 2 (融資非適格項目※)

- ア) 完成後の委託保守費
- イ) 初期運転資金
- ウ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

② 事業費の算出

事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール (Excel ファイル) の様式にて作成し、提出す。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している (macOS は推奨しない)。

③ 積算総括表の作成

上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

④ 直接工事費・諸経費の内訳の整理

直接工事費の内訳 (Bill of Quantity: BQ)、諸経費⁶ (共通仮設費、現場管理費、一般管理費等) の内訳について、積算根拠 (バックデータ、適用した積算基準等) とともに整理し、発注者に提出する。

⑤ 事業費にかかるコスト縮減の検討

事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

⑥ 類似事業との事業費等の比較

事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」 (様式の指定なし) を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。

- ・ 実施期間
- ・ 事業費 (総事業費 (当初見積額・実績額) 及び内訳)
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法 (Pre-Qualification : PQ 基準、国際入札/国内入札等)
- ・ 契約条件 (総価方式/BQ 方式、支払条件 (履行保証の有無等) 等)

⁶ 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする (積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。)

- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

（15）調達計画の策定

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

- 概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出し、承諾を得る。
- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- 下記②～④の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

① 相手国における当該類似事業の調達事情

- ・ 本事業で実施される類似工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地コントラクターの一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- ・ 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）
- ・ 必要な資材及び機材の調達事情

② 入札方法、契約条件の設定

- ・ 調達方式
- ・ 契約約款
- ・ 契約条件書等の設定の基本方針
- ・ 適用する標準入札書類等

③ コンサルタントの選定方法案

- ・ International Consultants の採否
- ・ ショート・リストの策定方法
- ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

④ コントラクターの選定方針案

- ・ PQ 条件の設定
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ・ Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

（16）事業実施体制の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

① 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。
また、将来的に政府から独立して民間からの資金調達を志向していく可能性等、中長期的な視点で EDC の組織体制の変更の可能性についても確認する。

② 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。また、電気料金政策の動向、今後の見通しについても確認する。

③ 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

④ 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。

⑤ 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

(17) 運営・維持管理体制の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

① 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制等を整理する。

② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。

③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域等を整理する。

⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当

たっては、技術的な支援の必要性について検討する。ジェンダーや人材育成等の観点からも技術的な支援の必要性を検討する。

(18) 実施機関負担事項の整理

① 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

事業実施に必要な用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

② 住民移転（住民移転が生じることが判明した場合）

既存の地籍図等を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

③ 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

④ 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

⑤ 事業実施上の規制（工事安全、環境等を含む）

事業実施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(19) 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応を行う。

① 初期環境調査

- JICA 環境社会ガイドラインに基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023 年 5 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

- 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

(ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

(c) 関係機関の役割

- (イ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- (ウ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
- (エ) 影響の予測
- (オ) 影響の評価及び代替案の比較検討
- (カ) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
- (キ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）（案）の作成
- (ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- (ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）
- (コ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

- 相手国法制度上、環境アセスメント報告書の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書（案）を作成する。

② 「住民移転計画」

- JICA 環境社会ガイドライン、世界銀行 ESS 5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案（英語及びクメール語）の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下(ア)～(サ)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023 年 5 月）」を参考にする。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

(ア) 住民移転に係る法的枠組みの分析

- (a) 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

(イ) 住民移転の必要性の記載

- (a) 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

(ウ) 社会経済調査（人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

- (a) 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
- (b) 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- (c) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。
- (d) 本業務については現地の事業に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

(エ) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- (a) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借

人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む)を特定する。

- (b) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- (c) 損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。
- (d) ESS 5 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- (e) 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

(オ) 移転先地整備計画の作成

- (a) 必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。

(カ) 苦情処理メカニズムの検討

- (a) 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

(キ) 実施体制の検討

- (a) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署

の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。

- (b) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体から承諾を得る。

(ク) 実施スケジュールの検討

- (a) 補償金や転居に必要な支援（引越手当等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（医療や教育等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

(ケ) 費用と財源の検討

- (a) 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

(コ) モニタリング・事業終了評価方法の検討

- (a) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監視のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- (b) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- (c) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

(サ) 住民参加の確保

- (a) 社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転

住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等に含むこととする。

- 必要に応じて、住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(20) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

① 現状調査

実施機関における女性の雇用促進、技術者育成等のジェンダーに係る方針を調査するとともに、他ドナー実施分も含む類似案件における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

② 上記①を踏まえた実施機関との会議

③ 事業内容への反映の検討

上記の調査実施後、実施機関との会議を行い、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取組み（本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

- (ア) 本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。
- (イ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。
- (ウ) ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

(21) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本業務では当該項目は適用しない。

本事業による温室効果ガス排出削減が一定以上見込まれる場合、気候変動対

策事業（緩和策）と位置づけられる可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。

- 本事業の実施により、相手国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（適応策）とも位置づけられる可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業を通じた適応効果（気候変動により発生する危害の回避・低減効果等）の推計を行う。

（22）免税措置の調査

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

（23）事業実施段階における施工上の安全対策の検討⁷

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下対応する。
- 本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、関連の各種基準を調査するとともに、JSSSの最新版を参照する。⁸
 - 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）について、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

（24）リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

（25）本事業実施に当たっての留意事項の整理

⁷概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

⁸ JSSS は、仏語圏 / 西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
- 特に留意する観点は以下のとおり。
 - 調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素
 - 過去事例を踏まえた課題
 - 既存運営事業者との調整
 - HIV 対策
 - 軍事利用の回避 等

(26) コンサルティング・サービスの提案

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応する。

- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模⁹について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。
- コンサルティング・サービスの内容は、基本設計もしくは詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等を想定する。技術移転の内容は、第3条（16）、第4条（17）に記載の内容に留意し、具体的に提案すること。
- 発注者が提供する最新のサンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR（案）を作成する。

(27) 事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。

① 定量的効果

(ア) 内部収益率（IRR）¹⁰

- 本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。
- 事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。
- IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアルを参考とすること。

⁹ 規模は「業務人月」とする。

¹⁰ IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアルを参考とする

- IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。
 - ・ 計算根拠（算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
 - ・ 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

(イ) 運用・効果指標

- 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。
- 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。条件の設定による基準値の設定可能性についても検討する。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。
 - ・ 変圧器設備稼働率（％）
 - ・ 送電端電力量（MWh／年）
 - ・ 変電所全停電回数（回／年）

② 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業への裨益効果についても検討する。

例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益等

(28) 本邦企業説明会の実施

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下対応をする。

- 本事業に関する事業概要の説明と企業の参画意向の調査を目的として、本邦企業説明会を開催する。
- 説明会開催に当たって、資料案を事前に作成し、発注者の確認を得る。
- 発注者の指示のもと、必要に応じて説明会実施にかかる運営事務（案内、説明会記録作成、企業等への連絡・調整等）や質疑対応等を行う。

(29) プルーフェンジニアリング実施のための資料作成

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下にも留意する。

(30) 報告書等の作成・説明

- ① 上記の作業を踏まえて、「第5条 成果品」に記載の報告書等¹¹を作成の上、発注者の承諾を得る。
- ② 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- ③ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

(31) 調査データの提出

業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第5条 成果品

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について照会する。調査・照会の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	契約締結後 1 か月 初回現地調査前	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	

¹¹ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

インテリム・レポート	2024年5月中旬	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート	2024年8月上旬	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	3部
ファイナル・レポート (F/R) (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	5部
		英語	CD-ROM	10部
ファイナル・レポート (F/R) (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	製本	5部
			CD-ROM	3部
		英語	製本	10部
			CD-ROM	3部
調査データ	契約履行期限末日	英語または日本語	電子データ	
			CD-ROM	3部

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容 他

(2) インセプション・レポート

- 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容
- 環境社会配慮部分については、第4条(19)「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」②「住民移転計画」に係る調査方針を記載し、環境チェックリスト(案)の様式を用いて要約すること。

(3) インテリム・レポート

- 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、最適案、概略設計結果、環境社会配慮、自然条件調査 等

(4) ドラフト・ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果¹²、要約(環境社会配慮含む)

(5) デジタル画像集

¹² 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。

各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

(6) ファイナル・レポート

調査結果の全体成果、要約

分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約も含める。

(7) ファイナル・レポート（先行公開版¹³）

ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。

- コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- 民間企業の事業や財務に関わる情報

提出時期：JICA 環境社会ガイドラインでは、ファイナル・レポート完成後速やかにウェブサイトにて情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書を作成する。

(8) 「なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。調査データ

コスト積算や内部収益率（EIRR/FIRR）の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報¹⁴の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

第6条 再委託

本業務では再委託を想定していない¹⁵。

¹³ JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトにて情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

¹⁴ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

¹⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託による必要がある理由を詳述し、協議する。

- 本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	自然条件調査	気象・風況調査（IKL（年間雷雨日数）、最大風速等）、自然災害調査（洪水発生時の想定水位、流速等）、地形調査（空中写真測量等）、地質調査（ボーリング調査 標準貫入試験等）、地籍調査、支障物調査	一式	定額計上
2	環境社会配慮調査	環境影響（工事による汚染対策、自然環境への影響等）、社会影響（住民移転等）	一式	定額計上

第7条 機材の調達

- 本業務では機材調達を想定していない。
- 本業務の遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：カンボジア王国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：プノンペン首都圏（人口約 228 万人）
- (3) 案件名：プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業（フェーズ 3）(Phnom Penh City Transmission and Distribution System Expansion Project (Phase 3))
- (4) 事業の要約：本事業は、電力需要が集中、拡大するプノンペン首都圏において、変電所及び送電線の整備を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における電力セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）の実質 GDP 成長率は、2010～2019 年の 10 年間の平均が 7%超であり、2020 年にはコロナ禍の影響で▲3.1%まで落ち込んだものの、2023 年には 5.5%に回復し、今後も 6%程度の成長を続けると予測されている（アジア開発銀行（以下、「ADB」という。）、2023 年）。経済成長に伴い、電力需要は 2012 年以降 10 年間で約 3.6 倍、年平均 16.6%の伸びを示している（カンボジア電力庁、2022）。国内電力需要の 5 割以上を占めるプノンペン首都圏では、現在既に複数の変電所が負荷率 90%以上の過負荷状態に直面しており、その負荷が年々増加することが見込まれる中、電力需要の急速な拡大に対応して既設発電所からの供給量を増やすことや、新規発電所を接続することができない状態であるため、送配電網の増強が喫緊の課題となっている。
カンボジア政府が 2023 年 8 月に発表した「第一次五角形戦略」においても、電力セクターは優先課題分野の一つに位置付けられ、戦略の 5 本柱の一つ「経済多様化と競争力強化」の実現に向け、エネルギー分野の連結性と効率性の向上、ビジネス・投資環境の改善が示されている。また、ADB による支援のもと鉱業エネルギー省が策定した 2040 年までの電力開発計画（Power Development Plan、以下「PDP」という。）（2023）では、将来の電力需要予測シナリオを踏まえた発電所の建設計画において、特に民間事業者による太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入拡大計画が示されている。また、再生可能エネルギーの導入拡大に向け必要となる送配電網の増強計画として、2030 年までに約 1,960km の送電線建設、約 10,300MVA の変電所新增設の整備・投資計画が示されている。
JICA はこれまで「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業」（以下、「フェーズ 1」という。）（2014 年 7 月 L/A 調印）及び「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業フェーズ 2」（以下、「フェーズ 2」という。）（2015 年 3 月に第一期、2018 年 5 月に第二期の L/A 調印）を通じて、プノンペン首都圏の中心部から西部にかけての送配電網の整備に協力してきた。プノンペン首都圏送配電網拡張整備

事業（フェーズ3）（以下、「本事業」という。）は、開発が進み電力需要が高まっているプノンペン首都圏の北部、東部、南部エリアで送配電網を整備・増強し、首都圏の電力供給の安定化を図るものであり、電力需要の急速な拡大に対応するために不可欠であるとともに、PDPにおいても必要性の高い事業として位置づけられている。

（2）電力セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対カンボジア王国国別開発協力方針（2017年7月）は、重点分野である「産業振興支援」と「生活の質向上」を実現するための重要要素として、エネルギーの安定供給と電力セクターへの支援を挙げている。対カンボジア王国 JICA 国別分析ペーパー（2014年3月）では、電力セクターでの新規電源開発は独立系発電事業者を中心に進んでいることから、電力需要が高まっている首都圏を中心に電力供給の安定性向上のため、送配電網の増強とともに、設備の運用・維持管理能力強化を継続的に支援することが重要と分析している。加えて、資源・エネルギー分野の JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）では、十分かつ安定的な電力を手頃な価格かつ持続的に供給できる電気事業体制の構築、とりわけ送配電ネットワークの強化に取り組むとしている。送配電ネットワークを強化し、再生可能エネルギー導入促進に資する本事業は、これら方針及び分析に合致する。

本事業は電力の安定供給、送配電ロスの低減、及び将来の再生可能エネルギー導入拡大に資するものであり、気候変動・環境対策とエネルギー安全保障の両立の観点から、「自由で開かれたインド太平洋」における「インド太平洋流の課題対処」の取組の柱に位置付けられ、また、2022年1月に我が国が発表した「アジア・ゼロエミッション共同体」構想の実現に寄与するものである。

また、プノンペン経済特区を中心に日本企業のカンボジアへの進出が大幅に増えており、2014年1月以降に進出し、2022年3月時点で事業を継続している日系企業数は1,290社に及ぶ（カンボジア租税総局、2022年）。同特区及び日系の小売業・サービス業が多く立地する地区は本事業の対象地域内に位置しており、本事業を通じた電力の安定供給は日本企業の活動を下支えするものと言える。

（3）他の援助機関の対応

ADB が、2040年までの電力開発計画（PDP）の策定を支援した。また、プノンペンを中心にカンボジアの広範囲に渡り送配電網の整備を支援しているが、本事業への影響や重複は無い。加えて、パイロット事業として蓄電池システムの導入を計画している他、太陽光発電所建設支援も検討中である。世界銀行（以下、「WB」という。）は、プノンペン市内およびカンダル州を中心に送配電網の整備を支援しており、今後プノンペンにおける本事業との役割分担を調整していく予定。ドイツ復興金融公庫は、シェムリアップ地域を中心に、送配電網の整備を支援中。

フランス開発庁（以下、「AFD」という。）は、カンボジア北部の送変電設備の建設に加え、システムの監視制御を行う中央給電指令所のシステム更新や蓄電池システムの導入を検討中。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、カンボジアの開発課題、開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、カンボジア経済の中心かつ人口及び産業立地が集中する電力の最大需要地であるプノンペン首都圏における変電所及び送電線の整備を通じて電力の安定供給に資するものであり、SDGs ゴール 7 にも貢献するものである。また、ビジネス環境の整備を通じたカンボジアの経済発展及び再生可能エネルギーの導入促進を下支えするものであり、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

（１）事業概要

①事業の目的

本事業は、電力需要が集中、拡大するプノンペン首都圏において、変電所及び送電線を整備することにより、首都圏の電力供給の安定化を図り、もってカンボジアの経済発展及び再生可能エネルギーの導入促進に寄与するもの。

②事業内容

ア) 変電設備新設（115/22kV 変電所 7 箇所）（国際競争入札）

イ) 送電網拡張（上記新設変電所に接続する 115kV 架空送電線、115kV 地中送電線）（国際競争入札）

ウ) コンサルティング・サービス（基本設計、詳細設計、入札補助、施工監理、環境社会配慮支援等）（ショート・リスト方式）

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

プノンペン首都圏の市民（人口約 228 万人）、工場を始めとする大規模需要家及び民間企業

④他の JICA 事業との関係

フェーズ 1 により、プノンペン中心部における送変電設備の増強を実施した。さらに、フェーズ 2 により、プノンペン中心部から西部の郊外地域にかけて 230kV 送電線を建設するとともに変電所の新增設を実施することで、さらなる電力供給能力及び安定性向上を図っている。また、実施中の技術協力「送変電システム運営管理能力向上プロジェクト」（2017-2024 年）では、カンボジア電力公社の送変電設備の運用・維持管理能力の強化を支援しており、その成果は本事業で整備する設備の運用・維持管理に活用されることが期待できる。

（２）事業実施体制

①借入人：カンボジア王国政府（The Royal Government of Cambodia）

②保証人：なし

③事業実施機関／実施体制：カンボジア電力公社（Electricité du Cambodge。以下「EDC」という。）

④他機関との連携・役割分担：ADB、WB、AFD がプノンペン首都圏を含むエリアで

送配電網の整備を支援中。協力準備調査を通じ、連携可能性及び役割分担について協議を行う。また、中央給電指令所のシステム更新を提案している AFD と連携し、本事業で整備する変電所を中央から遠隔監視制御することによる運用の効率化等の可能性についても検討する。

⑤運営／維持管理体制：EDC の送電部及びビジネス・配電部が維持管理を担う。送変電・配電設備の基本的な運営維持管理能力を有しており、フェーズ 1 で建設した送配電設備も問題なく運営、維持管理されている他、JICA の技術協力を通じて更なる強化を図っている。また、EDC の財務体質は健全であり、十分な維持管理費用を確保している。

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：送変電計画に関する各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対

象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：カンボジア国及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年2月中旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

1) インセプション・レポート：2024年3月中旬

2) インテリム・レポート：2024年5月中旬

3) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）：2024年8月上旬

4) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）：2024年12月中旬

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 29.25 人月

2) 渡航回数を目途 全 25 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査（以下の項目を含む）
 - 気象・風況調査（IKL（年間雷雨日数）、最大風速等）
 - 自然災害調査（洪水発生時の想定水位、流速等）
 - 地形測量（空中写真測量）
 - 地質調査（ボーリング調査、標準貫入試験等）
 - 地籍調査
 - 支障物調査
- 環境社会配慮調査（以下の項目を含む）
 - 環境影響（工事による汚染対策、自然環境への影響等）
 - 社会影響（住民移転等）

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- カンボジア国電力関連資料
- カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023年5月）
- リスク管理シート（Risk Management Framework）
- IRR 算出マニュアル

２）公開資料

- カンボジア国 電力概況
https://www.jica.go.jp/overseas/cambodia/information/investment/_icsFiles/afieldfile/2023/07/21/electric_power_202304.pdf
- カンボジア国 電力セクター基礎情報収集・確認調査ファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000003775.html>
- カンボジア国 プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業フェーズ 2 準備調査ファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018268.html>
- 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン・標準入札書類等
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/index.html
- 環境社会ガイドライン
<https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/guideline/index.html>
- 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

- https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html
- コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン
https://www.jica.go.jp/Resource/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide.pdf
 - コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン
https://www.jica.go.jp/Resource/announce/manual/guideline/consultant/glkrij0000006cf5-att/proposal_guidelines_202204.pdf
 - 気候変動対策支援ツール／緩和
https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html
 - JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>
 - 資金協力事業 開発課題別の指標例
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員を外務省「たびレジ」に登録し、渡航 2 週間前までに JICA カンボジア事務所代表メールアドレス（cm_oso_rep@jica.go.jp）宛に渡航情報（日程・宿泊先・宿泊先の電話番号・移動手段）を連絡する。現地滞在期間中は安全管理に十分留意し、当地の治安状況については、在カンボジア日本大使館、JICA カンボジア事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調

整作業を十分に行う。また、JICA カンボジア事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とと

もに別途提出します。

【上限額】

106,112,000円（税抜）

なお、定額計上分 29,200,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
---------	------	---------	-----------	------

1	自然条件調査に係る経費	「第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容(9) 自然条件調査、現地条件調査等」	10,900,000円	自然条件調査費一式	再委託
2	環境社会配慮調査に係る経費	「第2章特記仕様書案 第4条 業務の内容(19) 環境社会配慮に係る調査」	17,500,000円	環境社会配慮調査費一式	再委託
3	資料等翻訳費		800,000円		一般業務費 (資料等翻訳費)

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒バンコク⇒プノンペン(タイ国際航空)

東京⇒ホーチミン⇒プノンペン(ベトナム航空)

東京⇒インチョン⇒プノンペン(アジアナ航空)

東京⇒シンガポール⇒プノンペン(シンガポール航空)

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL : https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	5